

「第 64 回コーデックス連絡協議会」の概要について

消費者庁、厚生労働省及び農林水産省は、平成 27 年 6 月 18 日（木曜日）に、「第 64 回 コーデックス連絡協議会」を大手町ファーストスクエアカンファレンス イーストタワー 2 階 Room B において開催しました。主な質疑応答事項及び意見は以下のとおりです。

1. 経緯

(1) 消費者庁、厚生労働省及び農林水産省は、コーデックス委員会の活動及び同委員会での我が国の活動状況を、消費者をはじめとする関係者に対して情報提供するとともに、検討議題に関する意見交換を行うためコーデックス連絡協議会を開催しています。

(2) 今回は、平成 27 年 3 月に開催された第 9 回食品汚染物質部会及び第 47 回食品添加物部会並びに平成 27 年 4 月に開催された第 47 回残留農薬部会及び第 22 回食品残留動物用医薬品部会での検討結果について報告を行い、また、平成 27 年 7 月に開催される第 38 回総会の主な検討議題について説明し、意見交換を行いました。

2. 質疑応答及び意見交換の主な内容

(1) 第 9 回食品汚染物質部会

・議題 8「コメ中のヒ素汚染の防止及び低減に関する実施規範原案」について、実施規範の「範囲」に関する質問がありました。これについて、現在の原案では、排出源対策、栽培方法やリスクコミュニケーション等が当該実施規範の対象範囲として記載されている旨、回答しました。

・議題 9「乳幼児用穀類加工品、小麦、トウモロコシ又は大麦を原料とするフラワー、ミール、セモリナ、フレーク並びに未加工の穀類（小麦、トウモロコシ及び大麦）中のデオキシニバレノール（DON）の最大基準値（ML）原案」について、ML の適用対象が「未加工の穀類」から「加工向け穀類」に変わることによって何が違うのか質問がありました。これについて、未加工の穀類は全て加工向けの穀類であるはずだが、「加工向け」の定義における加工の範囲を加盟国が規定できるという注釈が設けられ、適用対象とする穀類の範囲を加盟国が定義できるようになっている旨、回答しました。

・同じく議題 9 について、未加工の穀物が飼料に用いられないことがないか質問がありました。これについて、飼料用は当該基準値の対象に含まれない旨、回答しました。

・同じく議題 9 について、今後、コーデックス委員会において未加工の穀物に対する基準値の設定の必要性について我が国は主張していくのか質問がありました。これについて、未加工の穀物に対する基準値策定を改めて主張することは考えていない旨、回答しました。

・議題 12「GEMS/Food へのデータ提出及び利活用に関する討議文書」について、我が国から主張した GEMS/Food に必要な関連情報とは何か質問がありました。これについて、GEMS/Food のデータベースの品目分類とコーデックス委員会の汚染物質の基準値が設定されている食品が必ずしも一致していないため、本部会が活用

しやすいようデータベースを改良する必要があること、また本部会としては濃度に関する情報に加えて食品の生産や製造に関する情報も必要であることを主張した旨、回答しました。

・議題 14「魚類中のメチル水銀の最大基準値に関する討議文書」について、基準値の適用対象魚種の候補に関する質問がありました。これについて、次回連絡協議会において回答することとしました。

・議題 15「放射性核種に関する討議文書」について、「妥当性が国際的に確認された分析法とは何か」に関しどのような議論がなされたか質問がありました。これについて、電子作業部会では妥当性が国際的に確認された分析法は何かを特定したわけではなく、特定された場合に「食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格(GSCTFF)」の改訂や追記が必要か、もしくは分析法のクライテリアのみを決めるべきか等の議論がなされたが結論は出ておらず、部会としては関連する情報が入手可能となってから検討することとなった旨、回答しました。

・議題 16「スパイス中のかび毒汚染に関する討議文書」について、ゴマは主として油糧種子と主張した国があったようだが、直接消費もあるのではないかとの質問がありました。これについて、議論の結果、当初の案のとおりゴマもスパイスとして本議題で取り扱うこととなった旨、回答しました。

・議題 18「FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) による汚染物質及び自然毒の評価の優先リスト」について、我が国からグリシドールエステルに関しどのような情報提供を行ったのか質問がありました。これについて、食品安全委員会事務局より、食品安全委員会が高濃度ジアシルグリセロールを含む食品の健康影響評価の中で実施した、グリシドール脂肪酸エステルの評価結果を英訳して公表し JECFA に提出する予定である旨、情報提供がありました。

(2) 第 47 回食品添加物部会

・議題 4a「コーデックス規格における食品添加物及び加工助剤の食品中の最大濃度の承認/改訂」の「非発酵大豆製品の地域規格」について、「最大使用量に基づく摂取量が一日摂取許容量(ADI)を超えるおそれがあることから」承認されなかった食品添加物の規格があるが、国内基準においてもこのようなことがあるのか、仮にある場合、国内基準についても見直す必要があるのか質問がありました。これについて、国内における使用基準に関しては、特段の問題はないと考えている旨、回答しました。

・同じく、「非発酵大豆製品の地域規格」について、第 38 回総会での取り扱いに関する質問がありました。これについて、本部会で承認されなかった食品添加物条項を除いて総会でステップ 8 として採択される見込みである旨、回答しました。

・議題 7b「6 種類の着色料の優先順位を再評価するためのデータの利用可能性の情報提供依頼」に関連し、これらの着色料は食品安全委員会の評価がされていないものであるが、国内の使用実態が多く海外では ADI の設定がなされているものについては、厚労省から食安委に再評価を依頼するようお願いしたいとのご意見をいただきました。これについて、これらの着色料に限らず、必要であれば、再評価を依頼するものである旨、回答しました。

・加工段階で複数の食品添加物が使用される際の相乗効果について安全性評価はされていないのか質問がありました。これについて、食品添加物は、食品への使用の有効性及び食品の摂取に係る安全性が検討されるものであり、いわゆる相互作用と

いう考え（懸念）については、特段問題になるものとは考えられない旨、回答しました。また、委員より、欧米では、複数の食品添加物の影響を検証している団体もあるというご意見をいただきました。加えて、委員より、食品添加物の複合影響調査報告が食安委の HP 上に掲載されていること、また、海外では農薬において同様の調査が行われているというご意見をいただきました。これについて、欧州食品安全機関(EFSA)では甲状腺に影響がある農薬等について、複数の農薬の複合影響評価を行っている旨、回答しました。

(3) 第 47 回残留農薬部会

・議題 5a「2014 年 FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPR) における一般的検討事項の報告」に関連して、グループ MRL(最大残留基準値)の設定にあたって、短期暴露評価はどのように考慮されるか質問がありました。これについて、グループを推定する際も短期暴露評価は食品ごとに行うこと、また、短期暴露評価を行う場合の単位重量の考え方なども食品ごとに異なる（例：未成熟とうもろこしと完熟とうもろこしは植物学的には同じであっても食品としては別）ため、MRL を設定して分析する食品に対応した食品の摂取量データが必要である旨、回答しました。

・同じく議題 5 の「生涯よりも短い期間における残留農薬への高い暴露についてのリスク判定」について、「生涯よりも短い期間」とはどのくらいを想定しているか質問がありました。これについて、現段階では具体的な期間は示されておらず、JMPR 事務局から明確な回答が得られなかったが、本件は、例えばラットの 2 年間の毒性試験で投与してから数週間後と 1 年以上後で同様な所見が見られる場合があるので、このような結果も考慮して健康への影響を評価するべきとの考え方に起因していると考えられる旨、回答しました。

・同じく議題 5a の「グリホサートの発がん性」について、7 月に国際がん研究機関 (IARC) が公表予定の報告書を適切にフォローアップしてほしい、また、広く使用されている除草剤なので、誤解が生じないよう政府から正しく情報提供してほしい旨ご意見をいただきました。これについて、関係省庁間で相談して対応を検討したい旨、回答しました。

・議題 6「食品又は飼料中の農薬最大残留基準値案」について、EU が留保したものが多くあるが、留保する理由に関する質問がありました。これについて、欧州食品安全機関(EFSA)と JMPR の評価の方針、暴露評価の計算方法など評価方法論、評価結果の違いによるものと考えられる旨回答しました。

・議題 7「食品及び飼料のコーデックス分類の改訂案及び改訂原案」の各グループにおける代表作物の選定について、各国からの提案をどのように調整するのか質問がありました。これについて、「代表作物の選定に関する原則及びガイダンス」では、代表作物の選定の考え方を示し、各国はこれに基づいて代表作物を提案できることとしているので、実際に各国からデータを出す際にどの作物を代表作物とするかについては柔軟性がある旨、回答しました。

(4) 第 22 回食品残留動物用医薬品部会

・議題 4「JECFA からの関心事項」の r-BST (成長ホルモン剤：天然型 BST(牛ソマトトロピン)の 4 つの類似物質(DNA 組換え技術により生産されるもの))の使用と薬剤耐性について、r-BST の使用により薬剤耐性が発生するメカニズムについて質問がありました。これについて、EU は r-BST を使用すると乳房炎が増加し、乳

房炎の治療のため薬剤を使う量が増え、薬剤耐性菌が生じると主張している旨、回答しました。

- ・同じく r-BST について、JECFA は総会から質問されたすべての質問に回答したということだが、今回さらに追加で薬剤耐性に関する質問がなされたのか質問がありました。これについて、追加で質問がなされたわけではなく、JECFA は求められた評価を行ったが、EU はその評価内容を不十分と主張している旨、回答しました。

- ・同じく r-BST について、長い間ステップ 8 で留め置かれているものを取り下げる勧告をするという手続きはあるのか質問がありました。これについて、そのような手続きは手続きマニュアルにない旨、回答しました。

- ・議題 6 「動物用医薬品の最大残留基準値(MRL)案の検討」のラサロシドのキャリアオーバーについて、飼料と混ぜて摂取した場合に、鶏の体内で代謝されて無毒化されないのか質問がありました。これについて、EU などですべて実際に鶏卵でラサロシドが検出されている事例があり、全てが代謝・排泄されているわけではない旨、回答しました。

(5) 第 38 回総会

- ・議題 5a Part2 の牛ソマトトロピン (BST) の MRL 案の議論に時間をとらず、他の重要な議題 (議題 6a、8 及び 9c 等) の議論に十分な時間を確保してほしいとのご意見をいただきました。

- ・議題 5a 「ステップ 8 の規格案と関連文書」の「必須栄養素の食品への添加に関する一般原則の改訂案」について、昨年の総会の報告で「ノルウェーとチリが公衆衛生の観点から再度議論することを求めた」とあるが、どのような観点で再度議論を求めたのか質問がありました。これについて、次回の連絡協議会において回答することとしました。

- ・議題 5d 「新規作業の提案」の EPA 及び DHA の栄養参照量(NRV)の設定に関する新規作業について、部会でのスタンスと同様に ω -3 脂肪酸を対象とすべきと主張しないのはなぜか質問がありました。これについて、新規作業の提案と並行して電子作業部会を行っており、新規作業自体を否定しているわけではないので、各国の状況を見据えつつ、日本の主張をしていきたいと考えており、今回はコンセンサスに従うこととした旨回答しました。

- ・議題 8 「財政及び予算に関する事項」について、これまでの運営方法では財政が持たないため、電子作業部会の推進等、財政負担を軽減する方法に根源的に変えていかなければならないとのご意見をいただきました。

(6) その他

- ・動物用医薬品の後発品 (ジェネリック) について、ヒトの医薬品よりもジェネリック化が進んでいると聞くが、安全性に問題はないのか質問がありました。これについて、ヒトの医薬品と同様に動物用医薬品も、医薬品医療機器等法に基づき、動物用医薬品の後発品の承認の際には、同等性試験を行い、先発品と有効性、安全性、残留性等に違いがないことを確認しているため、安全性に問題はない旨、回答しました。

- ・食品安全に関する用語について、混乱が生じないように、各府省で統一するようにしてほしいとのご意見をいただきました。